

# 障害者 福祉情報

121号 2010年3月

編集・発行

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会

〒816-0804 春日市原町3丁目1番地7

クローバープラザ

TEL 092-584-3330 FAX 092-584-3319

[http://www.cloverplaza.or.jp/shakyou/sho/sho\\_index.htm](http://www.cloverplaza.or.jp/shakyou/sho/sho_index.htm)

## 障害福祉サービス・補装具に係る 利用者負担が軽減

(平成22年4月1日から)

4月1日から新たな障害者福祉制度ができるまでの間、障害福祉サービス及び補装具に係る低所得者の負担が無料となります。詳しくは、お住まいの市町村障害者福祉担当課へお問い合わせください。

※低所得者は、次のとおり区分されます。

**低所得者1** 市町村民税世帯非課税者であって障害者又は障害児の保護者の収入が年間80万円以下である者

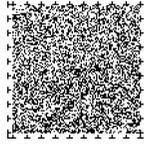
**低所得者2** 低所得者1に該当しない市町村民税世帯非課税者

※療養介護医療及び障害者施設医療費については除きます。

※補足給付については変更ありません。

### もくじ / 通巻121号

- ・ 障害福祉サービス・補装具に係る利用者負担が軽減 ..... 1
- ・ 「福岡県障害者福祉計画」策定(特集 第6回) ..... 2~7
- ・ 「福岡県障害者福祉情報ハンドブック2010」のお知らせ ..... 8



特集(第6回 最終回)

# 福岡県障害者福祉計画 策定

## 各項目の主要事業

### 4 保健・医療の充実

障害の軽減や機能回復を図るためには、障害のある人のライフステージの各段階と障害の程度に応じた適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーションを提供することが必要となります。

また、障害の原因となる疾病等の適切な予防、早期発見、早期治療等を行うための適切な保健・医療サービスを提供することも重要です。

達を促進します。

#### (3) 障害児の早期療育サービスの充実

##### (2) 施策

##### ① 療育・指導體制の充実

(児童家庭課)

市町村が実施する1歳6ヶ月、3

歳児健康診査の結果、心身発達面に

問題があり、精密診査において特に

専門的な処遇が必要とされる児童

を対象とし、児童相談所において、

保健福祉環境事務所や市町村との

連携を図り、保護者へのカウンセリ

ングや療育機関への斡旋等の必要な

事後指導を行います。

##### ② 障害児通園事業等の推進

(障害者福祉課)

児童デイサービス事業や重症心

身障害児(者)通園事業等の事業が

促進されるよう支援します。

#### (4) 精神保健福祉施策の充実

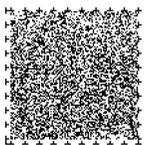
##### (8) 施策

##### ① 適正な医療の確保

(健康増進課)

精神障害者の人権に配慮した入

院、通院医療等、適正な医療の確保を図るため、福岡県精神医療審査会の適正な運営や精神科病院に対する指導監督等の徹底を図っていきます。



##### ② 地域精神保健福祉の促進

(健康増進課、障害者福祉課)

精神障害者の地域ケアを推進するため、障害者自立支援法に基づき

障害福祉サービスの提供や精神保健福祉法に基づき精神障害者又は

本人からの相談等に対応する市町村と協力して、障害福祉サービス

事業等や医療機関等との連携を強化し、保健・医療・福祉が一体とな

った地域精神保健福祉医療の充実に努めます。

③ 精神科救急医療システム事業

(健康増進課)

精神疾患の急発、急変のための速やかな医療を必要とする者に対して

迅速かつ適切な医療及び保護を提供するため、精神科救急医療システム事業の充実に努めます。

#### (1) 保健・医療サービスの充実

##### (2) 施策

##### ① 難病患者地域支援ネットワーク

(健康増進課)

在宅の難病患者を地域において

総合的に支援するために、保健・医療・福祉にわたる支援体制のネットワークを整備するとともに、各種サービスを効果的に提供するための計画策定とその評価を行い、難病対策の充実強化に努めます。

##### ② 障害者の歯科診療体制の充実

(医療指導課)

専門的な知識や技術を要する障害児(者)の歯科治療に対応するため、一般の歯科診療と高度な治療が可能な後方支援病院との連携体制の充実、強化を図ります。

##### (2) 障害の原因となる疾病等の予防、早期発見・早期治療

##### (1) 施策

##### ① 乳幼児発達診査事業

(健康増進課)

将来、精神・運動発達面等において、障害を招来するおそれのある児童に対し、保健福祉環境事務所が発達診査や発達訓練を行い、健全な発

## ④精神保健福祉センターの機能充実

(健康増進課)

精神保健福祉に関する技術的の中核機関である精神保健福祉センターにおいて、ひきこもり、思春期対策、PTSD(心的外傷後ストレス障害)など精神障害に対する複雑困難な相談指導などの充実に努めます。

## ⑤精神障害者社会適応訓練事業

(健康増進課)

通常の事業所に雇用されることが困難な精神障害者を熱意のある者に委託して、働く場を提供し、社会生活への適応のために必要な訓練を行う精神障害者社会適応訓練事業を推進します。

## ⑥職場適応訓練事業(労働政策課)

職場適応訓練制度の活用により、精神障害者の社会復帰の促進を図ります。

## ⑦精神科デイ・ケアの普及促進

(健康増進課)

精神科病院等において、回復途上にある精神障害者に適正な医学的管理のもとに生活指導及び作業指導等を行い、円滑な社会復帰を図る精神科デイ・ケアの普及促進に努めます。

## ⑧認知症対策

(健康増進課)

地域の認知症者の保健・医療・福祉サービスの向上を図るため、市町村に対する技術援助を行うとともに、保健福祉環境事務所における精神保健相談事業の充実に努めます。

## 5 雇用・就業機会の確保

障害のある人が地域で自立し、働く意欲と能力を發揮し、生きがいをもった社会生活を送るためには、雇用・就業機会の確保が重要です。

このため、職場環境の整備・改善を推し進め、教育・福祉分野との連携を図りながら、障害の特性に応じ

た施策を推進します。

また、多様な能力開発の機会の確保等、効果的な職業リハビリテーションの推進を図るとともに、障害者が働きやすい多様な就業形態の普及を図る必要があります。

## (1)雇用の場の拡大

(10施策)

## ①法定雇用未達成企業等に対する啓発

(新雇用開発課)

法定雇用率未達成企業等に対して、国や関係機関と連携しながら、障害者雇用に関する各種啓発を行います。

## ②雇用の促進

(新雇用開発課)

障害者就業・生活支援センターにおいて、地域の就労支援機関等と連携しながら、生活面も一体的に支援することで就業と職場定着を促進します。

県独自の職業紹介事業により、求人企業の開拓、職業相談からのあっせん、就職後の定着まで支援します。求職障害者と求人企業との障害者雇用促進面談会を国等と共催で開

催します。

平成20年度から障害者の雇用の場を確保するため、障害者雇用に配慮がなされ、多数の障害者を雇用する特例子会社の誘致に取り組んでいます。

## ③職場適応訓練事業(労働政策課)

職場適応訓練制度の活用により、障害者の社会復帰の促進を図ります。

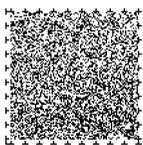
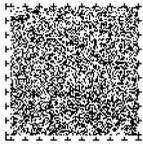
## ④身体障害者を対象とする職員の採用

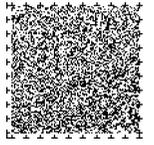
(人事委員会、人事課、教職員課)身体障害者を対象とする福岡県職員採用選考試験及び福岡県公立学校教員採用候補者選考試験を実施します。

## ⑤入札制度における障害者雇用評価のしくみづくり

(建築指導課)

県の工事に関する入札制度において、障害者を雇用している事業者を評価する仕組みを盛り込み、平成16年度の建設工事競争入札参加資格者名簿から





適用しています。

**⑥ 重度障害者の職業的自立の促進**  
(新雇用開発課)

重度障害者の雇用場の確保するため、第三セクター方式による重度障害者雇用企業における雇用管理のノウハウを一般企業に提供するとともに、特例子会社制度の周知を図り、特例子会社の設置を促進します。

**⑦ 障害者雇用率制度を柱とした障害者雇用の一層の促進(新規)**  
(新雇用開発課)

国や関係機関と連携しながら、法定雇用率未達成企業を対象にした雇用促進セミナーを開催、一方、障害者雇用優良事業所に対しては表彰を行います。

一定の要件を満たして子会社を設立した場合に、子会社の障害者を含めた労働者を親会社の雇用率に算定できる特例子会社の立地を促進して、障害者の雇用場の確保します。

**⑧ 特例子会社等を活用したIT人材の育成(新規)**  
(新雇用開発課)

IT技術者としての就労を希望する障害者を対象に、IT系特例子会社において有期雇用します。

雇用契約の期間中、特例子会社で実際の業務に対応できる職場内訓練(OJT)を実施することで即戦力となる人材を育成します。

訓練終了後は当該特例子会社の正社員としての採用、他のIT系企業への就職を後押しします。

**⑨ 障害者の職業能力開発**  
(職業能力開発課)

福岡障害者職業能力開発校において、職業に必要な知識や技能を習得するための職業訓練を実施します。

(障害者職業能力開発校の入校率

平成23年度目標・90%)

**⑩ 障害者の態様に応じた多様な委託訓練の拡充(新規)**  
(職業能力開発課)

職業訓練機会の充実を図るため、企業、社会福祉法人、特定非営利活

動法人、民間教育訓練機関等、地域の委託訓練先を開拓し、障害者の態様に応じた多様な委託訓練を実施します。

(委託訓練後の就職率

平成23年度目標・46%)

**(2) 職業リハビリテーションの推進**

(1 施策)

**① 雇用のための職業準備訓練の実施**  
(新雇用開発課)

障害者就業・生活支援センターにおいて、職業的自立のための職業準備訓練を行うとともに、就職後の障害者や雇用主に対して必要な助言及び支援を行います。

**(3) 多様な就業機会の確保 (3 施策)**

**① 福祉施設等における仕事の確保**  
(新雇用開発課)

に向けた取組の推進(新規)

(新雇用開発課)

障害者授産施設等の在宅就業者の仕事の安定的確保と工賃水準の向上を図ります。

企業開拓により収集した発注二

ズ情報を授産施設等へ提供し、受発注のマッチングを実施します。

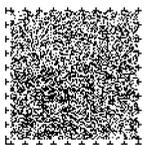
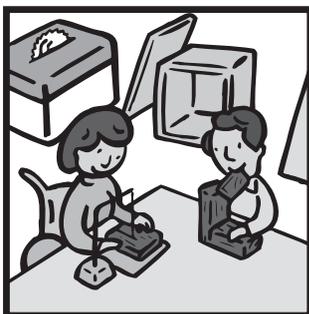
**② SOHO育成支援事業**  
(新雇用開発課)

(新雇用開発課)

SOHO事業者や創業希望者が安心して働くための「地域SOHOネットワーク」づくりを支援します。福岡SOHOサポートセンターでは個別相談や情報提供を行います。

**③ 短時間勤務正社員制度の導入促進**  
(新雇用開発課)

短時間勤務が選択できる正社員制度を普及することにより、新たな雇用機会の創出を図るためアドバイザー派遣などを実施します。



## 6 教育・育成の充実

子どもの障害の重度・重複化や多様化、より軽度の障害のある子どもへの対応や早期からの教育的対応などニーズの高まり、高等部への進学率の上昇や卒業後の進路の多様化など障害のある子どもを取り巻く状況に変化が生じています。

このため、障害の種類・程度等に応じて、障害のある子ども一人ひとりのニーズに対応したきめ細やかな支援を行う必要があり、教育、福祉、医療、労働等の関係機関が相互に連携を図りながら、自立し社会参加することができるよう教育・育成施策の充実を図ります。

### (1) 一貫した相談支援体制の整備

#### (2) 施策

#### ① 個別の教育支援計画の策定・活用

(義務教育課)

障害のある子どもを生涯にわたって支援する観点から、教育、福祉、医療、労働等関係機関との密接な連携の下、障害のある子ども一人ひとりのニーズに適切に対応した支援を一貫して行うため、個別の教育支援計画を策定しその活用の推進を図ります。

#### ② 教育相談体制の充実

(義務教育課)

障害のある子ども、保護者及び関係者の教育・療育上の悩みや課題にこたえるために、県教育センターや特別支援学校における教育相談の充実に努めます。

また、各教育事務所に専任の指導主事や教育相談員等を配置し、教育相談関係者等連絡会や障害児巡回教育相談、市町村の就学指導担当職員に対する研修を実施し、関係機関と連携を図りながら、専門的な教育

情報の提供、養育のための援助・助言等の相談活動の充実を図ります。

#### (2) 専門機関の機能の充実と多様化

#### (6) 施策

#### ① 障害のある子どもの教育に関する重点課題研究指定校

(義務教育課)

特別支援学校において、障害のある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応し、適切な教育を行うことができるように、専門的教育の体系化や教員の専門性の向上に関する研究を推進し、指導内容・方法等の充実に努めます。

#### ② 情報リテラシーの育成等

(義務教育課)

障害のある子どもの情報リテラシーの育成を図るとともに、障害の補償手段として、コンピュータを活用した教育の充実に努めます。

#### ③ 「県立特別支援学校の整備に関する計画」の推進

(義務教育課)

知的障害養護学校在籍児童生徒数の増加及び高等部への進学ニ

ズの増大、幼児児童生徒の障害の重度・重複化に対応し策定した「県立特別支援学校の整備に関する計画」に基づき、具体的な整備を進め、本県における特別支援教育の充実を図ります。また、特別支援学校高等部の学級編成基準の改善を図り、一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた適切な教育を実施します。

④ 特別支援学校高等部における子どもの障害の重度・重複化への対応

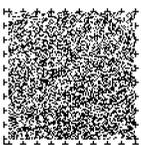
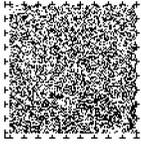
(義務教育課)

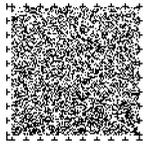
特別支援学校高等部における子どもの障害の重度・重複化、多様化に適切に対応するために、重複障害学級及び訪問教育における指導内容・方法の充実を図ります。

#### ⑤ 個別の教育支援計画の作成及び指導方法の工夫に関する校内研修の推進等

(義務教育課)

子どもの障害の重度・重複化、多様化に対応して、個別の教育支援計画の一層





の充実を図るとともに、福祉、医療関係者等との連携による研修等を通して専門的な指導力の向上を図り、指導内容・方法等の改善・充実に努めます。

⑥医療的ケアを必要とする子どもへの対応

(義務教育課、障害者福祉課)  
日常的に医療的ケアを必要とする県立特別支援学校の児童生徒に対し、看護師を配置して医療的ケアを行い、児童生徒が安全に教育を受けられる環境を整備します。

(3)指導力の向上と研究の推進  
(6)施策  
①通級による指導の充実 (義務教育課)  
小学校、中学校の通常の学級に在籍している障害のある子どもに対する通級による指導の充実を図るため、特別支援学校や福祉、医療関係機関との連携を促進するとともに、通級指導担当者研修会等を通じ教

員の専門的な指導力の向上に努めます。  
②教育センター等における研修 (義務教育課)  
県教育センターでの専門研修、長期研修等において特別支援教育に係る教員研修の充実を図り、指導力の向上に努めるとともに、認定講習の受講を奨励し、特別支援学校教諭免許状の取得促進に努めます。  
(特別支援学校教諭免許保有率 平成23年度目標・65%)

③障害の特性に応じた指導力向上のための特別研修 (義務教育課)

障害の多様化に対応した教育内容・方法の充実を図るため、自立活動(養護・訓練)に関する専門的指導力向上のための特別研修や理科教員の専門的知識や指導技術等の習得のための研修の充実に努めます。  
④特別支援教育推進に係る指導力の向上と研究の推進 (義務教育課)

障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応した教育を推進するため、学校内、または福祉、医療関係機関等と連絡・調整や保護者に対する学校の窓口を担う特別支援教育コーディネーターを養成するための研修の充実を図ります。

また、教育、福祉、医療等の関係機関との連携協力により、地域における総合的な教育的支援の推進を図るとともに、各教育事務所ごとに専門的な相談に応じることができるよう、大学、医療関係等の専門家からなる「巡回相談チーム」(専門家チーム)を設置します。

⑤発達障害についての理解啓発等の推進 (義務教育課)  
発達障害について、指導者講習会及び研修会の実施や広報活動等により、小・中学校及び高等学校の教員に対する理解・啓発及び個に応じた指導の充実を図るとともに、指導の在り方等についての研究を進めます。

⑥障害のある子どもへの教育についての理解・啓発の推進 (義務教育課)  
専門的な教育相談の機会の充実を図るために、福祉、医療関係機関との連携を深め、担当者の資質の向上を図るとともに、早期教育相談体制の充実や地域における相談機能を有する特別支援学校の理解・啓発を図るために広報活動の推進に努めます。

(4)社会的及び職業的自立の促進 (3)施策  
①交流及び共同学習の推進 (義務教育課)

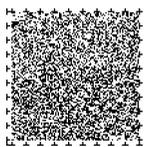
障害のある子どもとその教育について基本的な理解を図り、障害者理解教育を推進する観点から、学校間交流、地域社会の人々との交流等、様々な形態での交流教育の一層の充実を図るとともに、学校における奉仕活動等のボランティア教育を推進します。

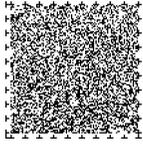
②交流及び共同学習の推進 (義務教育課)  
障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応した教育を推進するため、学校内、または福祉、医療関係機関等と連絡・調整や保護者に対する学校の窓口を担う特別支援教育コーディネーターを養成するための研修の充実を図ります。

また、教育、福祉、医療等の関係機関との連携協力により、地域における総合的な教育的支援の推進を図るとともに、各教育事務所ごとに専門的な相談に応じることができるよう、大学、医療関係等の専門家からなる「巡回相談チーム」(専門家チーム)を設置します。

⑤発達障害についての理解啓発等の推進 (義務教育課)  
発達障害について、指導者講習会及び研修会の実施や広報活動等により、小・中学校及び高等学校の教員に対する理解・啓発及び個に応じた指導の充実を図るとともに、指導の在り方等についての研究を進めます。

⑥障害のある子どもへの教育についての理解・啓発の推進 (義務教育課)  
専門的な教育相談の機会の充実を図るために、福祉、医療関係機関との連携を深め、担当者の資質の向上を図るとともに、早期教育相談体制の充実や地域における相談機能を有する特別支援学校の理解・啓発を図るために広報活動の推進に努めます。





特別支援学校の多様化する教育環境のニーズにこたえるため、校舎

②職業教育及び進路指導等(キャリア教育)の充実 (義務教育課)

障害のある子どもの職業生活や社会生活への円滑な移行のため、職業教育及び進路指導を中心に、学校における指導全体を通して子ども一人ひとりの勤労観、職業観を培う教育(キャリア教育)の充実を図るとともに、企業や福祉、労働機関との連携を図りながら、「企業」「生徒・保護者」「学校」に対する啓発を行うことにより、特別支援学校高等部生徒の更なる就労を促進します。

③体験活動の充実 (社会教育課)

社会教育施設等を活用して、障害のある児童生徒の体験活動を支援します。

⑤教育施設のバリアフリー化の推進 (一施策)

①施設・設備等の整備拡充 (施設課、義務教育課)



等の施設・設備の整備充実に努め、教育環境の維持改善を図ります。

## 7 情報化の促進とコミュニケーションの支援

近年のIT(情報通信技術)の急速な進展は、必要な情報の収集や多くの人とコミュニケーションを容易にするだけでなく、障害のある人の自立や社会参加を促進するなどの大きな効果が期待されます。

ITの恩恵を誰もが同じように受けられるためには、障害によりITの利用機会や活用能力に格差が生じないように、情報のバリアフリー化を進めていく必要があります。

(1)情報のバリアフリー化の推進 (一施策)

①情報化の推進 (システム管理課)

行政サービスの向上を図る中で、誰でも同じようにインターネット等を通じて申請・届出等手続きができる各種システムの整備充実を図ります。

(2)情報提供体制の充実 (一施策)

①視覚障害者や聴覚障害者に対する情報の提供 (障害者福祉課)

クローバープラザ内に設置する聴覚障害者センターや点字図書館の情報提供体制の充実を図ります。

(3)コミュニケーションの支援体制の充実 (一施策)

①点訳奉仕員等養成事業 (障害者福祉課)

視覚障害者や聴覚障害者の自立と社会参加の推進に必要なコミュニケーション手段を確保するため、点訳・朗読奉仕員、手話奉仕員、

要約奉仕員等専門的知識・技能を有する者を養成していきます。



計画の詳細については、福岡県庁ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp>) でダウンロードすることができます。

# 福岡県障害者福祉情報 ハンドブック2010

平成22年  
3月発行

発行 福岡県社会福祉協議会（福岡県障害者福祉情報センター）

価格 1部 1,300円（税込） A4判 400頁

## ★障害者福祉制度・施策を満載

- |            |                    |
|------------|--------------------|
| 1 手帳制度     | 8 就労               |
| 2 保健・医療・衛生 | 9 まちづくり・ボランティア     |
| 3 日常生活援助   | 10 住宅              |
| 4 教育・育成    | 11 移動・交通           |
| 5 療育・訓練    | 12 教養・余暇・スポーツ      |
| 6 年金・手当    | 13 情報・通信・コミュニケーション |
| 7 税金       |                    |



## ★県内における障害福祉サービスの利用状況を新規に掲載

## ★県内全市町村の実施する地域生活支援事業を網羅

- |                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| 1 相談支援事業        | 4 移動支援事業           |
| 2 コミュニケーション支援事業 | 5 地域活動支援センター機能強化事業 |
| 3 日常生活用具給付等事業   | 6 その他の事業           |

## ★共同作業所の活動内容・新事業体系移行状況ほか施設名簿等を掲載



購入を希望の際は、下記申込書に必要事項を記入のうえ、FAXまたは郵送でお申込みください。後日、ハンドブック及び請求書・振込用紙を送付します。

障害者福祉情報ハンドブック2010 申込書			
申込部数	部	×1,300円 + 送料（実費）が 御請求額になります。	
氏名・団体名		担当者名	
送付先	〒		
TEL		FAX	
備考			

### 【申し込み・問い合わせ先】

福岡県社会福祉協議会 福祉人材・情報部 人材・情報課  
〒816-0804 春日市原町3-1-7 クローバープラザ2階  
TEL 092-584-3330 FAX 092-584-3319